

資料 2

国民年金システム標準化研究会等の運営について

第1 代理出席

国民年金システム標準化研究会等（ワーキングチームおよびベンダー分科会を含む。以下「研究会等」という。）の構成員は、会議に出席できない場合又は座長が認める場合は、所属団体から代理の者を出席させるものとする。

第2 議事・議事概要

研究会等の議事は非公開とする。議事概要は、発言者名等を付さない形で作成した上で、会議開催後速やかに厚生労働省ホームページに掲載することで公表する。

第3 配布資料

研究会等の配布資料は、原則として、会議開催後速やかに厚生労働省ホームページに掲載することで公表する。

ただし、座長が必要と認めるときは、配布資料の全部又は一部を公表しないものとすることができる。

第4 構成員以外の者の出席

研究会等には、座長が認める場合は、構成員以外の者の出席を求めることができる。

第5 その他

上記の他、研究会等の運営に必要な事項は、座長が定める。